

(仮称) 学習文化交流施設 管理運営基本計画



平成25年3月

鹿角市

目 次

はじめに

I 管理運営基本計画について	1
1. 管理運営基本計画の位置付け	
2. 第6次鹿角市総合計画及び（仮称）学習文化交流施設基本計画	
3. 管理運営基本計画の目的	
II 管理運営の基本方針	6
1. 管理運営基本方針	
III 事業計画	7
1. 事業の基本的な考え方	
2. 複合施設全体の事業方針	
3. 各施設の事業方針	
4. 事業実施するうえでの留意点	
IV 組織運営計画	14
1. 管理運営主体の基本的な考え方	
2. 管理運営体制に関する基本方針	
3. 市民参加の推進	
V 施設管理計画	18
1. 施設管理の基本的な考え方	
2. 利用規則の基本方針	
3. 利用料金の基本方針	
VI 広報計画	21
1. 広報計画の基本的な考え方	
2. 広報の手法	
3. 名称の決定	
4. 愛称の決定	
VII 収支計画	23
1. 収支計画の基本的な考え方	
2. 収支計画の基本方針	
VIII その他	25
1. 今後のスケジュール	
2. 開館準備業務	
3. 検討体制	

はじめに

鹿角市では、鹿角組合総合病院移転新築事業により中心市街地の空洞化が懸念されたことから、平成20年度に中心市街地のまちづくりの将来像と方向性を定める「鹿角市まちづくりビジョン」を策定しました。

この中では、中心市街地における拠点の位置付けと機能分担を整理し、約1.5haの病院跡地地区を文化交流の拠点と位置付け、「図書館機能」、「文化創造機能」、「活動支援機能」、「交流創出機能」を基本的機能とする複合施設、(仮称)学習文化交流施設の整備を利活用方針として定めました。

平成21年度には「(仮称)学習文化交流施設基本計画」を策定し、図書館、文化ホール、市民センター、子育て支援施設、交流広場で構成する公共施設として整備していくことにしました。

この基本計画の策定を経て、平成23年7月からは基本設計に着手し、市民ワークショップを通じて検討された市民の意見や提案を取り入れながら、より具体的な施設整備計画に関する検討を行い、基本設計を策定しました。その後、平成24年2月からは実施設計に着手、同年8月に完成し、平成26年12月の竣工を目指して現在建設工事に着手しています。

また、平成22年度から、より広く市民意見を反映させることを目的として、学識経験者や各地域づくり協議会等、市民団体の代表者、生涯学習の関係者、一般公募市民などから参加いただいて市民ワークショップ「みんなで文化交流の柱をつくる会」を開催してきました。これまで3年間、14回に渡って利用者の視点からの要望や施設整備の内容、管理運営の方向性などについて意見交換を行ってまいりました。

平成24年4月には(仮称)学習文化交流施設管理運営検討委員会(以下「検討委員会」とする。)を設置し、管理運営の指針となる「管理運営基本計画」の策定に向け、協議を重ねてまいりました。

市では、市民ワークショップで行われた検討及び検討委員会での学識経験者やホール運営の専門的視点からの意見を踏まえ、複合施設の基本的な管理運営の考え方を示す「(仮称)学習文化交流施設管理運営基本計画」を策定しました。今後、この計画に基づいて、施設開館後の具体的な管理運営方法に関する検討をさらに進め、平成27年4月の施設オープンに向け、運営体制の整備を進めることにしています。

I 管理運営基本計画について

1. 管理運営基本計画の位置付け

鹿角市では、平成21年度に施設の整備に向けて、施設の基本的考え方や具体的な内容を定める「(仮称)学習文化交流施設基本計画」を策定しました。

管理運営基本計画は、「(仮称)学習文化交流施設基本計画」で定めた基本理念等に基づいて、施設の管理運営体制を構築するために、事業や運営のあり方、管理のあり方、市民参加の推進等について基本的な指針を定めるものです。

【管理運営基本計画の位置付け】

年度	経過及び計画	
20	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">鹿角市まちづくりビジョン</div> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の拠点の機能分担(鹿角組合総合病院跡地利活用方針) ・複合施設の基本的機能 	
21	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(仮称)学習文化交流施設基本計画</div> <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念 ・複合施設の基本的考え方 ・施設の概要(機能、規模など) ・施設整備の推進方針 	
22	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">施設の利活用を考えるワークショップ</div> <ul style="list-style-type: none"> ・施設のあり方 ・施設の使い方 ・PR、連携のあり方 ・運営、管理のあり方 	
23	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">基本設計</div> <ul style="list-style-type: none"> ・建物や諸室の配置、全体規模 ・動線 ・主要設備 ・概算工事費 	
24	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">実施設計</div> <ul style="list-style-type: none"> ・発注図面 ・工事費内訳書 	<div style="border: 3px double black; padding: 5px;">管理運営基本計画</div> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の基本方針 ・運営の基本方針 ・管理の基本方針 ・市民参加のあり方
25	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">建設工事</div> <ul style="list-style-type: none"> ・建築、機械、電気、外構工事 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">管理運営の具体化</div> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画 ・運営組織 ・管理計画 ・開館準備
26		
27	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">開館</div>	

2. 第6次鹿角市総合計画及び（仮称）学習文化交流施設基本計画

(1) 第6次鹿角市総合計画

平成23年3月に策定した「第6次鹿角市総合計画」(平成23年度～平成32年度)において、基本目標の1つとして「豊かな心と文化を育むまちづくり」を掲げ、一人ひとりが自己実現を目指し、心豊かに学習活動や文化芸術活動を楽しむことができるよう、生涯学習の機会を提供することを目標としています。

また、前期基本計画(平成23年度～平成27年度)において、5年間で戦略的かつ重点的に取り組む5つの重点プロジェクトの「まちなか賑わい創出プロジェクト」の主要事業に、(仮称)学習文化交流施設整備事業を位置付けており、中心市街地の活性化の拠点として賑わい創出を目指すことにしています。

(2) (仮称) 学習文化交流施設基本計画

平成22年3月に「(仮称) 学習文化交流施設基本計画」を策定し、施設の基本理念、基本方針、構成施設の方針及び機能を示しました。

■ 『(仮称) 学習文化交流施設基本計画』(平成22年3月策定)

【基本理念】

つどう ふれあう にぎわう 文化交流の杜^{もり}

「つどう」 : 生活、学習、文化など多様な活動目的と憩いの場として、子どもから高齢者まで多くの市民が世代を超えて気軽に集うことができる施設にします。

「ふれあう」: 新しい芸術文化、多くの情報、固有の地域資源にふれるとともに、様々な活動や体験を通して、多くの市民や団体が世代や分野を超えて相互に連携・交流しながら、ふれあうことができる施設にします。

「にぎわう」: 人・もの・情報が集まり、相互の連携・交流のなかで新たな出逢いとふれあいが創造されることにより、活気と賑わいが生まれる施設にします。

「文化交流の杜^{もり}」: ここでいう「杜^{もり}」とは、自然の森を意味するのではなく、市民が生活や文化活動を営む上で心の拠り所として、身近な「杜^{もり}」、人の手で守っていく「杜^{もり}」、にぎわいのある「杜^{もり}」という意味を込めています。文化交流の拠点として、地域社会を支え、地域の活性化に寄与することを目指します。

【基本方針】

子どもから高齢者まで多くの市民が集い、学習活動や文化活動、市民活動、子育て活動など様々な活動を通し、交流・連携・ふれあいを深め、市民の一体感を醸成するとともに、地域の新たな活力の創造と、まちづくりを支えるひとづくりの拠点とします。

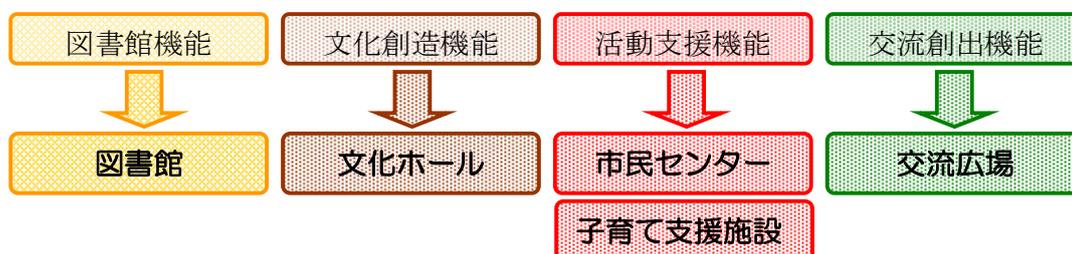
【機能ごとに対応する施設構成】

(仮称) 学習文化交流施設は、図書館機能・文化創造機能・活動支援機能・交流創出機能を有する複合施設とします。

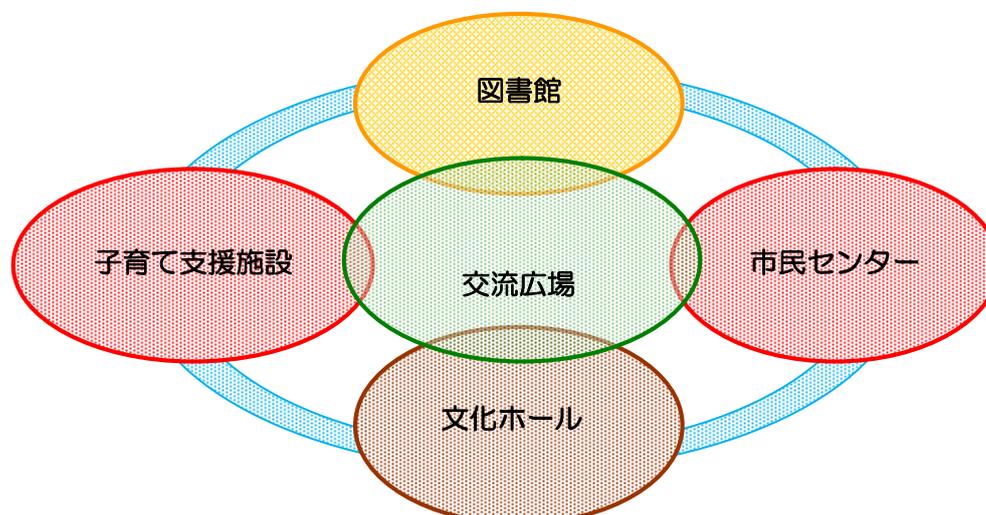
それぞれの機能に対応する具体的な施設は次のとおりとします。

- ・図書館機能に対応する施設は、市の中央図書館的役割をもつ「図書館」
- ・文化創造機能に対応する施設は、地域文化を創造し、新たな交流と賑わいを創出する文化交流の拠点としての「文化ホール」
- ・活動支援機能に対応する施設は、地域づくりや社会教育活動の拠点としての「市民センター」と育児サークル活動の充実や子育て世代の社会参加を支援する「子育て支援施設」
- ・交流創出機能に対応する施設は、多くの市民が気軽に憩い、ふれあい、交流することができる「交流広場」

○機能と施設構成



○施設相互の相関関係のイメージ



3. 管理運営基本計画の目的

管理運営基本計画は、「第6次鹿角市総合計画」の基本目標「豊かな心と文化を育むまちづくり」の具体化と、「(仮称)学習文化交流施設基本計画」における施設の基本理念及び基本方針等に基づき、施設の役割や望ましい姿を見据え、管理運営における重要な視点と基本的な考え方を明確にしたうえで、策定するものとします。

上位計画等において、本施設は、学習、芸術文化、地域づくり、子育て支援など多様な活動を通じて、市民の交流を促進することにより、市民並びに地域の活力を創出していくための新たな拠点と位置付けていることから、その実現に向けた管理運営を整えていくために、次に掲げる視点を重視した計画とします。

ポイント1 共働による管理運営

公共施設の企画運営や施設管理に、市民、民間企業等が参画することは、サービスの向上、人材の確保・育成、市民の活躍と雇用の場の創出などの観点からも非常に重要なことです。また、第6次鹿角市総合計画においても「共働のまちづくり」を掲げ、地域社会の課題解決に向けて、それぞれの主体が持つ知恵と力を結び合うことで、まちづくりに新しい力を創り出すことを目指していることから、本施設の管理運営においても「共働」の基本理念を取り入れた運営を目指します。

ポイント2 機能融合による管理運営

様々な機能を持つ複合施設ですが、これらが単に集合しているだけでは期待される効果は十分に発揮されません。基本理念を実現するためにも複合施設はそれぞれの機能が有機的に連携し、相乗効果を生み出す機能融合の管理運営を目指します。

ポイント3 効率的・効果的な管理運営

複合施設を効率的・効果的に運営するためにはハード面のみでなく、施設全体を高い見地からプロデュースする人材の確保が求められます。施設の管理面においては、開館時間や休館日のある程度統一するなど、一体感があって利用者にわかりやすく、使いやすい管理体制を目指します。

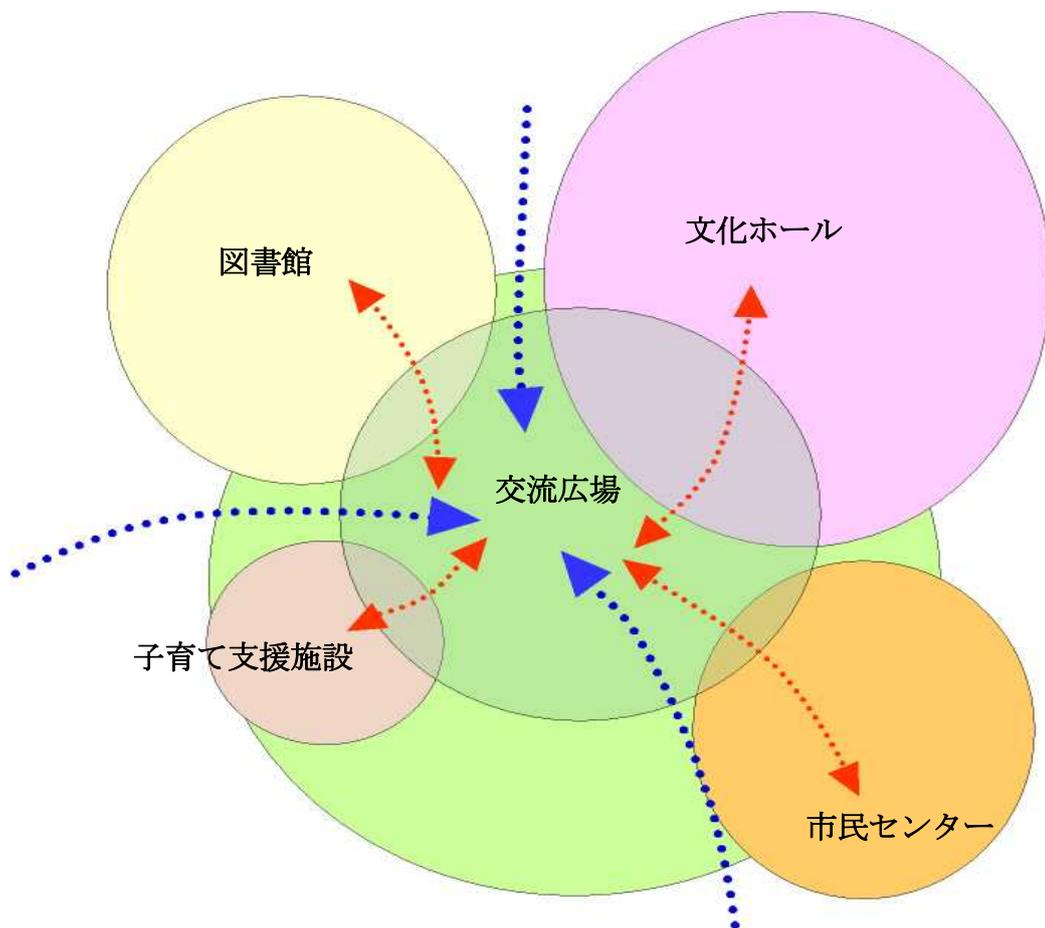
ポイント4 複合施設の特性を生かした管理運営

施設の複合化による効果として、地域文化のシンボリックな施設として情報発信力の強化、文化、学習活動の連携による様々な分野の交流促進、子どもから高齢者まで多様な世代のふれあいと相互支援の拡大などが期待されます。多様な機能が集中する複合施設メリットを最大限に生かし、市民の多様なニーズに応えるとともにしっかりした管理運営を目指します。

■複合施設のあり方

それぞれの機能の相互連携や補完は、集客性や創造性をさらに高め、利用者同士の”つながり”をも生み出します。このことに着目し、新たな利用者の開拓や表現の創造を誘発するような一体的かつ総合的な運営を推進します。

■複合施設の連携イメージ



II 管理運営の基本方針

1. 管理運営基本方針

本施設は、図書館、文化ホール、市民センター、子育て支援施設、交流広場からなる複合施設であり、各部門がそれぞれの機能を発揮するとともに、密接に連携することで、その効果を最大限に発揮することを目指します。

また、「つどう ふれあう にぎわう 文化交流の杜」の基本理念に基づき、市民に親しまれ、誰もが気軽に利用・参加することによって、賑わいあふれる施設になることを目指します。

これらの点を重視しつつ、本施設の管理運営の目標像を明確にするため、5つの基本方針を掲げます。

基本方針1：ニーズに対応した効率的・効果的な管理運営

いつでも、だれでも、気軽に、便利に利用できるように、複合的な機能を持つ施設のメリットを最大限に生かした効率的な管理運営と、機能相互の連携による効果的なサービスの展開を目指します。

基本方針2：市民の誇りとなる文化の継承と創造

地域固有の文化資源、民俗芸能にふれあい、地域の良さに誇りを持つことで次世代への継承を図るとともに、新たな芸術文化鑑賞機会の提供や多様な文化活動の展開を通して、地域文化の創造と地域の魅力の発信を目指します。

基本方針3：多様な活動や交流の促進による賑わいの創出

多様な活動や交流機会を媒介として、子どもから高齢者まで多くの人々が集い、出会い、交流することにより、賑わいを創出し、地域活性化の活力を生み出すことを目指します。

基本方針4：市民参加の推進による地域社会を支える人材の育成

運営や事業等の企画と実践への市民参画を推進し、そのプロセスを通じて地域社会を支える人づくりを進めます。

基本方針5：多様な情報の集積と有効活用

情報の収集と発信の拠点として、学習活動や文化活動など市民の生活やまちづくりに役立つ多様な情報を集積し、有効活用を図るとともに、市民が必要とする情報ニーズに対応した運営の展開を目指します。

Ⅲ 事業計画

1. 事業の基本的な考え方

図書館、文化ホール、市民センター、子育て支援施設、交流広場の複合化による効果は、地域文化のシンボリックな施設として情報発信力の強化、生活・文化・学習活動の連携による様々な分野の交流促進、子どもから高齢者まで多様な世代の人々のふれあいと相互支援の拡大など、施設相互の有機的な結びつきによって地域社会の活力を育む効果が期待されます。

市民一人ひとりが自己実現を目指し、心豊かに学習活動や芸術文化活動を楽しむ環境を提供することや、子どもたちに喜びや感動体験を提供すること、そして“地域コミュニティに貢献したい、このまちに住み続けたい、より良くしたい”、といった気運を育むことが本施設が市民や地域に提供できる最も重要なサービスです。

各施設がその特色を十分に発揮した事業に加え、相互連携による各種事業の実施により、「学習文化交流の拠点」として効果的な事業展開を図ります。

2. 複合施設全体の事業方針

事業の基本的な考え方に基づき、施設全体としての事業方針を次のとおりとし、複合施設の効果を最大限に発揮できるような事業を推進します。

- 各機能の積極的な連携により、相乗効果が発揮できる事業展開を図ります。
- 市民の芸術文化の創造活動や生涯学習を促進する交流拠点となり、地域の新たな魅力とイメージを形成し、地域の活性化を図ります。
- 地域活動との連携や地域資源の活用を通して、歴史や文化、まちの魅力を継承していく事業を実施します。
- 各施設機能は、訪れた人が本施設だけでなく、芸術文化や地域の個性なども含め地域全般に興味を持つように、様々な仕掛けを積極的に企画します。
- 各機能が連携し、全館を利用した複合型イベントなどを定期的で開催し、複合施設全体としての事業展開を図ります。
- 機能連携によるイベント事業の実施の際には、テーマに一貫性と関連性を持たせ、単独の事業を通して得た経験や知識を事業全体でつなぎ、さらに広げ、深めるような仕掛けを行い、事業で得た感動や刺激から、様々な楽しみ方を見つけることができるような企画を展開します。
- 中心市街地の賑わいの創出と地域活性化のために、周辺の商店街や商工関係団体と連携して協賛事業やタイアップイベントなどを展開することで、周辺地域への回遊の促進による波及効果を高めます。

3. 各施設の事業方針

(1) 図書館

①役割

図書館は、市民の暮らしや学習に必要な資料、情報を収集し、それらを市民に提供していくことが必要です。一人ひとりが生活や仕事に役立つ情報や知識を身につけて、創造力と知恵を生み出す生涯学習の中核施設として、市民の読書を支援する文化教養機能に加え、資料や情報を提供し、地域や市民の課題解決を支援する役割を担います。

②事業の基本方針

図書館に求められる役割を踏まえ、事業の基本方針を次のとおりとします。

- 市民の興味や知識欲をさらに高め、知の世界を広げ、つなぐための図書や資料を提供し、生活をサポートします。
- 施設で展開される市民活動の促進に向けて、資料を提供できるように、資料の充実や収集・保存などに努めます。
- 市民の調べたいことを支援します。
- 図書館ネットワークの中核図書館と位置付け、他の図書館とも連携して、市民に利便性の高い図書サービスを提供します。
- 誰もが気軽に立ち寄ることのできる図書館を目指して、施設内の催しや活動に出会い、参加できる仕掛けを展開します。
- 文化ホールや市民センター等と連携した情報提供により個々の事業の魅力をさらに高めていきます。
- 地域資源に関する文献や様々な資料など、複合機能に合わせた資料収集や資料提供を行います。
- 資料の電子化や情報機器の発展に対応した情報提供や図書サービスに努めます。

(2) 文化ホール

①役割

文化ホールは、新たな芸術文化の創造への挑戦、歴史と伝統に培われた文化の継承、自由に学び自らを高める活動などを支援する役割と、市民の多彩な文化・芸術活動の発表や、市民に優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供する役割を担います。

②事業の基本方針

文化ホールに求められる役割を踏まえ、事業の基本方針を次のとおりとします。

- 音楽に適した音響性能を備えたホールの特徴を最大限に生かし、良質な音楽コンサートを開催し、優れた音楽の鑑賞機会を提供します。
- 演劇、舞踊、講演会、式典等にも対応する多目的ホールとして、多彩な芸術文化公演の鑑賞機会を提供します。
- 新たな芸術文化の創造と、市民の出会いや交流の場となるような市民の文化・芸術の発表機会を提供します。
- 学校単位の吹奏楽や演劇の公演会や大会に向けた練習の場として活発に利用されることにより、吹奏楽等の活動の一層の盛り上げを図るとともに、練習及び発表活動等を通じた人格形成、人材育成を支援します。
- 地域固有の郷土芸能や伝統文化にふれあう機会を創出することにより、歴史と伝統に培われた文化の継承を図るとともに、地域の個性を尊重する心と郷土への愛着心を育みます。



【文化ホールのイメージ】

(3) 市民センター

①役割

市民センターは、ふれあいのある心豊かな地域社会を実現するため、地域における市民の相互交流及び自主的活動の総合的な拠点としての役割を担います。また、地域づくりやまちづくりに関わる市民活動の支援や、人材の育成などに寄与することが求められます。

②事業の基本方針

市民センターに求められる役割を踏まえ、事業の基本方針を次のとおりとします。

- ▶ 社会教育活動を含む市民の交流及び自主的活動の総合的な拠点として、市民・団体の交流を促進するとともに、地域課題に対応した学習環境を充実させ、ふれあいのある心豊かな地域社会の実現を図ります。
- ▶ 少年、青年、成年、高壮年の生涯各期を対象とした講座や学習会などを開催し、地域社会を支える人材の育成を図ります。
- ▶ 芸術文化の創造活動や生涯学習を促進する拠点として、文化ホールや図書館と連携した「芸術文化創造・交流型事業」を展開し、地域の特色を生かした文化の創造を促進します。
- ▶ 講堂・会議室・研修室・和室・調理室などは、市民の交流や自主的な練習・創作活動の拠点として提供するとともに、併設する文化ホールと一体となった利用に対応します。
- ▶ NPOやボランティア等の活動を支援し、交流を促進する「市民活動スペース」を提供するとともに、市民活動に取り組もうとしている市民への情報提供や相談に対応します。

(4) 子育て支援施設

①役割

子育て支援施設は、子育て家庭に対する支援活動の企画・調整・実施、子育てサークル等への支援、地域の子育て家庭の育児の支援など、地域全体で子育てを支援する基盤を形づくる役割を担います。また、子育て家庭における多様な託児ニーズに対応し、仕事と育児の両立を支えることにより、子どもを育てながら安心して働くことができる環境づくりを支援する役割を担います。

②事業の基本方針

子育て支援施設に求められる役割を踏まえ、事業の基本方針を次のとおりとします。

- ▶ 予約なしでも必要な時に預けることができる常設託児所の開設や、家庭などへのサポーター派遣によって、育児と仕事、介護などの両立を支援します。
- ▶ 子育て家庭が安心して育児ができるように、育児不安などに対する相談指導を行います。
- ▶ 育児サークル活動、各種講座やイベントにより、子育て世代のリフレッシュや保護者同士の交流促進を支援します。
- ▶ 子育てに役立つ様々な情報を提供することにより、育児支援を行い、子育て環境の充実をサポートします。
- ▶ 地域全体で子育てを支援するために、ファミリーサポートセンターが「育児を応援してほしい人」と「育児を応援したい人」の橋渡し役となって育児を応援し合う会員組織の運営を行います。
- ▶ 休日に仕事や行事で保育することができない家庭に対応し、休日保育を実施します。
- ▶ 図書館の資料や読み聞かせ活動などとの連携により、子どもの学習活動を支援し、子ども達の豊かな心を育みます。
- ▶ 文化ホールや市民センターをはじめ、施設で開催されるイベントの際に託児サービスを提供することにより、芸術文化の鑑賞や生涯学習活動への参加など子育て世代の多様な活動をサポートします。

(5) 交流広場

①役割

交流広場は、市民が様々な活動を通して、ふれあい、情報交換し、交流の輪を広げるための空間のほか、市民が自由にくつろぐことができる憩いの空間及び施設を有機的に結びつける空間として、つどい、ふれあい、賑わいを創出する役割を担います。

②事業の基本方針

交流広場に求められる役割を踏まえ、事業の基本方針を次のとおりとします。

- 全ての機能の接点であり、市民を温かく迎え入れる施設全体のロビー機能としての役割を生かし、多くの人々に多様な情報を提供します。
- サークルや個人単位での展示・販売活動やフリーマーケットなど、様々な催しができる広場スペースを開放することによって、新たな発見や出会いが生まれる空間とすることで、集客力の向上と賑わいの創出を図ります。
- 市民が往来する共有空間を市民の作品等の展示場所として効果的に活用して、市民の発表の機会を創出するとともに、作品等にふれることで新たな活動を触発し、市民相互に活動を高め合う場を創ります。
- 市民が快適に利用できる広場として、人々が集まって談笑したり、くつろいだり、休憩したり、飲食スペース等との連携により自由に時間を過ごすことができる場を提供します。



【交流広場（こもればひろば）のイメージ】

4. 事業実施するうえでの留意点

(1) 自主事業と施設貸出事業のバランスの確保

事業形態としては、一般的に自主事業と施設貸出事業に大別されますが、相互のバランスを確保するとともに、各種事業を関連づけながら、効果的かつ効率的に事業を展開します。

自主事業においては、施設全体及び各施設の基本方針に基づき、本施設の特徴を活かした事業を積極的に展開します。また、事業の実施にあたっては、各市民団体等と連携して共催事業を推進し、効率的な経費支出やチケットの販売促進により費用対効果の向上を図ります。

施設貸出事業においては、市民の自主的な芸術文化活動や多様な市民活動の場として積極的な利用促進を図ります。さらには、単なる場所貸しでなく、事業内容等へのアドバイスや事業の広報などを通してできる限り支援を行います。

区 分		説 明
自主事業	主催事業	施設の運営主体が主催する事業
	共催事業	施設の運営主体と他団体（団体、企業等）が共同で開催する事業
施設貸出事業		ホールや市民センターの諸室について、市民や文化団体、プロモーター等に貸出し、利用を促進する事業

(2) 事業目的のバランスに配慮した事業実施

事業は、その目的によって次のように分類されますが、単一の目的だけでなく、様々な要素が組み込まれることによって、複数の目的を持ち合わせます。

複合施設の特徴を活かし、施設内外を全体的に活用して、鑑賞事業、普及・育成事業等をバランス良く実施するとともに、複合的な目的の事業を積極的に実施することにより、人を呼び込むことができる魅力的な事業展開を図ります。

区 分	説 明
鑑賞事業	市民の様々な芸術文化に対するニーズと鑑賞意欲に応えるため、文化ホールなどで行う鑑賞を目的とした事業
普及・育成事業	ワークショップ、その他の体験型事業など、芸術文化の普及に取り組む市民の育成に努める事業
創造事業	市民オペラ、創作ミュージカル、美術品の制作、公演や展示など、独自の文化の創造につながる事業
活動支援事業	図書館での学習・調査の支援、子育て活動の支援、市民活動の支援など、市民の多様な活動を支援する事業
交流事業	フェスティバルやコンクールなど、芸術文化をはじめとした多様な市民活動を通じて交流を促進する事業
情報受発信事業	定期的に施設の事業や活動を情報発信するとともに、多様な市民活動等に関する情報を受発信する事業

IV 組織運営計画

1. 管理運営主体の基本的な考え方

本施設が市民に永く愛され、利用されるためには、時代の変化や利用者ニーズに柔軟に対応し、市民とともに育つ施設であることが求められます。複合施設全体を総合的に企画・管理・運営する柔軟な考え方に基づいた管理運営ができるシステムを構築します。

各施設ごとに管理者を配置するとともに全体の管理運営を市直営とすることで、より利便性の高い、適切な管理運営の実現を図ります。

現在、公の施設の管理運営の方法は、自治体が「直営」として直接管理運営を行うほか、特定の事業者を「指定管理者」として指定し、管理運営業務を包括的に代行させるかのいずれかになります。

複合施設である本施設は、施設ごとに管理方法を定める必要があります。

今後、具体的な事業計画や運営方法を検討していく中で、効果的な事業展開を図り、多様化する市民ニーズへの柔軟な対応と、創意工夫による効率的な運営や利用者サービス向上の観点から、指定管理者制度の導入を検討し、早期に運営主体を決定していく必要があります。

運営主体は、施設の役割等を熟知し、その実現のために、より適切な体制や業務を担保できる組織とする必要があります。

■直営する場合の留意点

- ・運営の要となる専門スタッフが業務を遂行できる体制を早期に整え、イベント事業の実施や開館準備業務にあたる必要があります。
- ・職員の雇用、契約、会計、各種事務手続きが必要となることや自治体の会計制度が予算単年度主義であることを踏まえて、芸術文化活動を展開する施設に欠かせない複数年にわたる継続的な事業展開、利用者ニーズへの対応、効率的な運営等を検討することが必要です。

■指定管理者制度を導入する場合の留意点

- ・開館準備業務から運営に携わるためには、指定管理者が開館準備業務を担当することについて早期に検討しておく必要があります。
- ・施設の基本理念や使命を指定管理者に的確に伝え、さらには市民や地域に定着するよう、長期にわたり業務継続することができる仕組みづくりが必要です。
- ・指定管理者の業務計画は、運営内容や質に重点を置いて、指定管理者に求める業務の基準や仕様等の作成が必要です。

2. 管理運営体制に関する基本方針

施設の管理は、市が主体となって行います。

機能ごとの管理運営体制については、共動の理念に基づき、既存の体制を踏まえ、関係団体と連携を図りながら、利用者ニーズへの対応、効率的な運営体制を構築していくものとします。

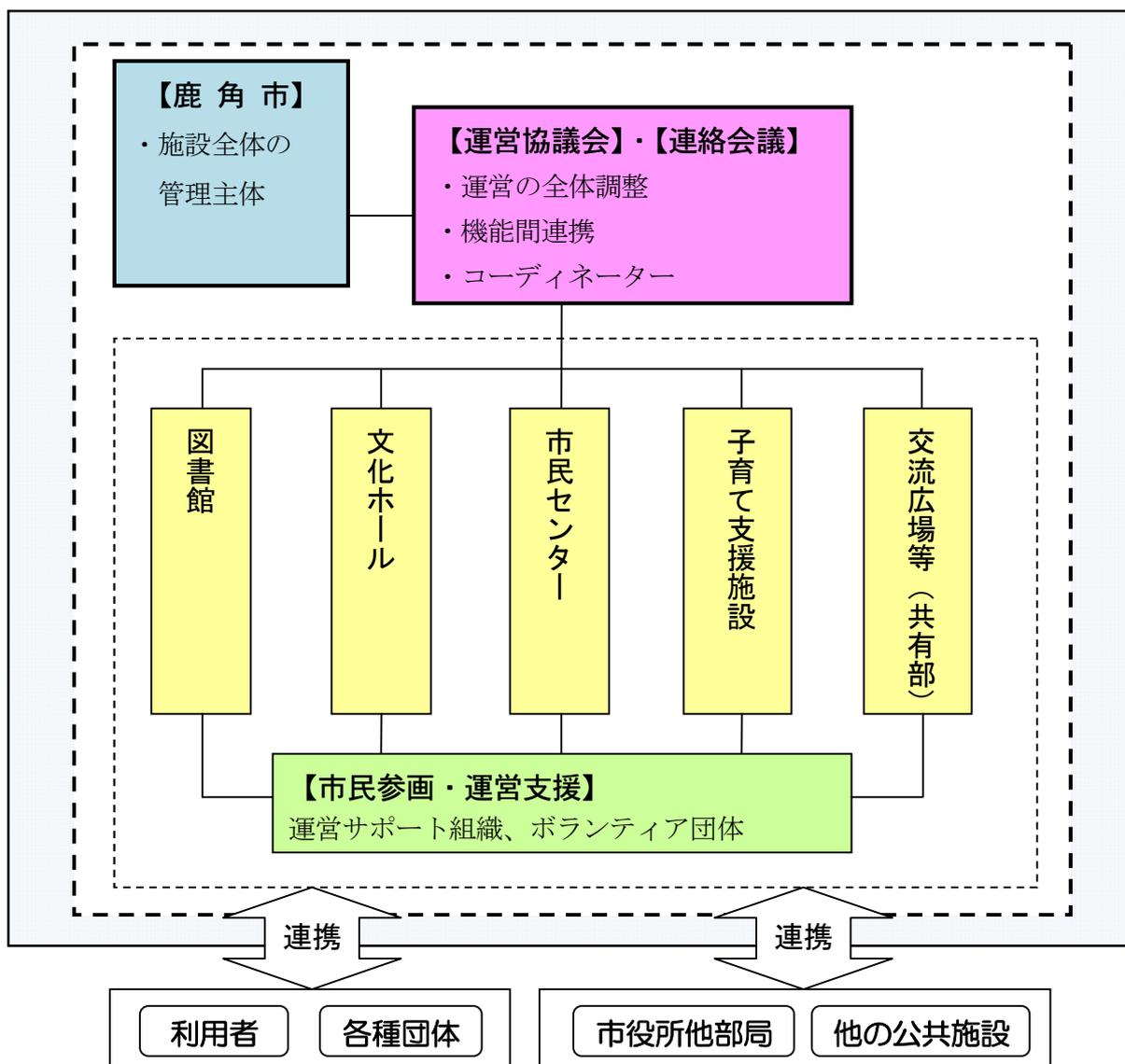
具体的には、管理運営に関わる全体調整や機能間連携を図るために、各施設の管理運営団体の代表者のほか、施設の利用者等で構成する運営協議会を設置するとともに、日常的にスタッフ間の連携と情報共有を図るため、定期的に連絡会議を開催します。

また、施設の運営や事業、活動に多くの市民が参加し、市民とともに文化交流の拠点としての機能を創り上げていくために、ワークショップでの提案を踏まえ、市民による運営サポート組織の設置を検討するほか、ボランティア団体育成と活動の基盤づくりを進めます。

(1) 管理運営体制図

想定される管理運営体制は次のとおりとなります。

■管理運営体制のイメージ



(2) 管理形態

各機能の管理形態については、図書館、市民センター、子育て支援施設は既存の施設から機能が移行することから、現行の管理形態を基本としながら、効率的かつ効果的な管理運営体制を構築します。

(3) 組織の特徴

運営協議会
各機能の管理運営団体の代表者及び有識者等で構成する運営組織。 運営への意見や地域活性化のためのアイデアなど市民の意見や提案を伺うとともに、一体性を高める手法などについて、協議・検討を行う。イベント事業については、実行委員会を組織して、複合施設のみならず、地域を巻き込んだ事業展開が可能な組織づくりを検討する。
連絡会議
各機能の管理運営団体の事務局長等、実務代表者で構成する運営組織。 日々の業務を行うために、施設全体の運営に係わる事項（スケジュール管理・調整、適切な管理、共通課題等）について連絡調整を行う。やそれぞれの情報を共有することで、どの窓口でも的確な市民対応ができるようにするため、定期的に会議を開催する。
市民参画・運営支援組織
施設の運営に興味・関心があつて、参加・参画したい市民が団体として支援活動ができるように、サポートできる体制をつくるために運営サポート組織やボランティア団体の組織化を目指します。
コーディネーター
事業の企画、実施をはじめ、施設の運営に関して全体のコーディネートを行います。

3. 市民参加の推進

本施設では、事業や活動に多くの市民が積極的に参加することによって市民自身が成長していくことが、ワークショップや管理運営検討委員会の中で求められています。

これまでの提案や検討を踏まえ、施設の運営において次のような市民参加の実現に向けた取り組みを推進します。

分類		概要	具体的な活動内容
事業への参加	鑑賞者としての参加	<ul style="list-style-type: none"> ・主催事業等を多くの市民が鑑賞することにより、施設の認知度が上がり、事業の質の向上や施設の有効活用へのつながりも期待できます。 ・会員組織（友の会等）への参加により、間接的に施設の事業や運営を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・鑑賞事業への参加 ・会員組織（友の会等）への参加
	参加型事業への参加	<ul style="list-style-type: none"> ・鑑賞するだけに留まらず、実施する事業等に出演者やスタッフとして参加します。 ・舞台芸術や美術作品の創作だけでなく、ワークショップなどを通じて、人材育成と市民のネットワーク構築を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加型事業への参加 ・ワークショップへの参加 ・芸術文化体験事業への参加
	事業企画・推進役としての参加	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が主体的にニーズに合う事業を企画し、実施します。 ・各種講座などの実施により、施設から活動を仕掛け、人材育成と情報発信を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業企画、制作への参加
運営への参加		<ul style="list-style-type: none"> ・主催事業や施設運営に補助的に参加します。専門的な知識がなくても、講習の受講や経験のある市民からの指導により業務を行います。 ・舞台技術などの専門性が求められる裏方業務については、研修を重ねたうえで技術スタッフとして運営に参加します。 ・有償のボランティアとしての活動する場合も想定します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業運営支援（チケットもぎり、誘導、記録等） ・鑑賞事業支援 ・施設運営支援（清掃等） ・広報、宣伝支援

V 施設管理計画

1. 施設管理の基本的な考え方

本施設が、広く市民から利用され、日常的な活動や賑わいの場となるために、それぞれの施設機能を十分に発揮しながら、複合施設のメリットを活かすとともに、利用者に不都合を生じさせることがないような施設管理を行います。

施設管理において重要な視点は、利用者には「利用のしやすさ（管理運営の柔軟性）」、管理者にとっては「管理のしやすさ」であることから、両方のバランスに配慮し、明確な原則を定める中で、柔軟な対応が可能な制度となるようにします。

2. 利用規則の基本方針

利用規則については、利用者の利便性を第一に考え、複合施設のメリットを活かしながらも、既存施設等との連携にも配慮したわかりやすい規則となるよう、基本的な方針を次のとおりとします。

(1) 休館日

- ・原則として、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を休館日とします。
- ・施設利用の安全性を確保するため、施設のメンテナンスが必要な場合には、市民利用に支障のない範囲で臨時の休館日を設けます。

(2) 開館時間について

施設全体の開館時間及び閉館時間は次のとおりとします。

8時30分～22時00分

(3) 各機能の利用時間について

各機能の開館時間及び閉館時間は、既存の各施設の設置条例等に基づきながらも新たに設定するものとし、ワークショップなどでの市民の意見を踏まえ、複合施設であることを考慮しつつ、一体的に利用するケースを想定し、柔軟な利用が可能になるように配慮します。

それぞれの利用時間、休館日等は以下の区分に基づき検討します。

区分	平日	土・日、祝日	個別の休館日
図書館	9時～19時	9時～19時	毎週月曜日
文化ホール	9時～22時	9時～22時	毎週月曜日
市民センター	9時～22時	9時～22時	
子育て支援施設	9時～18時	9時～18時	

(4) 貸出し部分の明確化

次の施設については貸出しを行うスペースとし、受益者負担の原則に基づきながら利用料金を設定します。

区分	貸出対象
文化ホール	ホール、楽屋、練習室
市民センター	講堂、研修室、和室、調理室、創作室、会議室1～3、市民活動支援室、多目的スタジオ

次の施設については通常は共有部分ですが、事業内容によって貸出しができるように、利用しやすい範囲で有料化を検討します。

区分	貸出対象
共有部分	交流広場、その他共有スペース

3. 利用料金の基本方針

利用料金については、市が負担するコストと利用者負担を踏まえつつも、近隣の類似施設の金額設定の状況も考慮に入れながら、バランスのとれた設定にすることを基本とします。

(1) 料金形態

施設ごとに料金を設定し、指定管理する部門と直営で行う部門が生じる場合においても、市民の料金の受け渡しに配慮し、管理者が料金收受を一体的に処理できる仕組みを構築します。

夜間や日曜日に利用が集中する場合が想定されることから、時間帯や曜日によって料金区分が異なり、利用の少ないと見込まれる平日の日中に利用を誘導するような料金形態も検討します。

また、従来は料金とは別に冷暖房費を徴収していましたが、冷暖房費を含む料金として検討します。

(2) 料金の算出方法

料金を試算する根拠として、施設に掛かる「管理運営コストの負担」から算出する方法を最も適当な考え方とします。

具体的には、ホール、研修室等の貸出部分のスペースの管理運営コストをできるだけ利用料金でまかない、その他の部分の管理運営コストに関しては市が負担するという考え方で進めます。

なお、入場料を徴収する場合の料金のあり方については、市の他の施設や近隣施設とのバランスに配慮して設定します。

(3) 減免制度

現在、市民センターや他の公共施設においても、市民や市民団体の利用に関して公益上の目的に応じて、条例により一定の減免規定を設けています。

市民に全ての管理運営コストを負担していただくことになれば、料金が高くなることに加え、維持管理費回収のための負担という側面が強くなることがあげられます。

本施設は、市民が主体的に利用する「文化交流の拠点施設」であることを踏まえ、従来どおり、市民の利用目的に応じた減免規定を定めることを検討します。

<参考>市民センター条例

(使用料の減免)

第17条 市長は、公益上その他特に必要と認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。

2 減免の範囲及び基準は、次のとおりとする。

- (1) 市及び公共的団体並びに社会教育関係団体が公共の利益を目的として利用するとき 10割
- (2) 市民及び市内のスポーツ団体が、体育、スポーツ活動を目的として市民センター及び地区市民センターの講堂、アリーナ及び体育場又は体育館を利用するとき 10割
- (3) 市又は県若しくは国が後援して利用するとき 5割
- (4) その他市長が特別な理由があると認めるとき 3割

VI 広報計画

1. 広報計画の基本的な考え方

施設の様々な情報の広報と施設の統一的なイメージ形成を展開することにより、市民の事業や運営への参加・参画を促すとともに、市民活動に対する関心と施設への愛着を喚起し、いつでも集い、語り合える施設として利用拡大を図ります。

また、実施する事業内容ごとに市民に向けてアピールすることで事業の認知度を高め、利用者の増加を図るとともに、多様な媒体を通じて施設内容やサービスを周知することで貸し館利用を促進します。

2. 広報の手法

区 分		理 由
1	愛称の活用	親しみやすさを感じ、施設への愛着を持ってもらうために市民から募集した愛称を活用し、市民への浸透を深めるとともに、身近な施設イメージを形成し利用者の向上を図ります。
2	ロゴマークの募集	施設イメージを表現するとともに、統一感を持って一目で伝えることにより、他施設との差別化を図り、認知度の向上を目指します。
3	パンフレットの作成	施設の情報を積極的に公開し、事業や運営内容の周知を図ります。施設を利用した営業、事業誘致に活用します。
4	ホームページ等の作成	わかりやすいホームページを作成し、随時更新することにより、施設の事業計画等について速やかに情報提供します。また、市民参加についての募集や、市民意見の把握などに活用します。
5	機関誌の発行等	一定の期間ごとに発行する機関誌で、事業に対する市民の期待感の醸成を図り、参加したい市民の増加につなげるとともに、たくさんの市民に施設情報の周知を図ります。
6	専門誌等への情報掲載	事業について情報提供を図るほか、施設の情報を地域だけでなく、全国にもPRする機会とします。
7	コミュニティFMラジオとの連携	地域に密着した情報発信の媒体として、新たに開局するコミュニティFMラジオと連携し、事業やイベントなどの告知を行うとともに、イベントとタイアップした公開放送により集客性の向上を図ります。

3. 名称の決定

本施設の基本理念である「つどう ふれあう にぎわう 文化交流の杜」のコンセプトを取り入れ、市民の文化活動の交流拠点としての「杜」となること、また、市民が様々な活動を通して施設に集うことでふれあい、賑わいを生み出していけるような名称としました。

◇施設の名称：**「鹿角市文化の杜交流館」**

4. 愛称の決定

誰にも親しまれ、多くの人に利用される賑わいあふれる施設になるように、わかりやすく、呼びやすい施設の愛称を付けるために、広く市民から愛称を募集しました。市の特徴を表現した作品や、応募者の思いが込められた作品が多く、本市初となる文化ホールを含む新施設に対する市民の期待感の高まりが表れています。

一次選考は、第3回（仮称）学習文化交流施設管理運営検討委員会で行い、概ね20点程度に絞り込みを行いました。その後、庁内選定会議を開催し、最優秀賞1点、優秀賞3点を決定しました。

決定した愛称は、施設の看板やパンフレットに掲示するほか、様々なPRに活用し、市民に親しまれる施設としてイメージ形成を図ります。

◇愛称名：**「コモッセ」**

◇募集期間：平成24年11月1日（木）～12月10日（月）

◇応募総数：207点

◇一次選考：第3回（仮称）学習文化交流施設管理運営検討委員会

◇最終選考：庁内選定会議

◇選考理由：応募理由にある花輪や毛馬内に残る「こもせ」を語源とし、鹿角市の特徴と施設イメージを的確に表していることが高く評価されました。かつて「こもせ」の下に人々が集い語りあったように、本施設に多くの市民が集い交流することで、街に賑わいを生み出していくという施設のコンセプトにも合致し、市民にも親しみやすい愛称であることが選考理由です。

◇最優秀作品

愛称	説明・理由
こもっせ	<p>鹿角市内、花輪や毛馬内に残るこもせは、かつては多くの人が行き交っていたと思います。往時のように人が集うような空間になればと思い愛称を考えました。また、新施設の屋根がこもせのように建物から突き出すように見えることも愛称選定理由のひとつです。</p> <p>また、「こもっせ」は英語の Common（英語で普通の、共通の）と、Messe（ドイツ語で見本市）を結びつけた造語（Comosse）としても考えております。定期市が多く残る鹿角市で、新しい「集い場」としての学習文化交流施設の名称として最適と思い応募させていただきました。</p> <p>なお、表記は、ひらがな、ひらがなとカタカナの組み合わせ、アルファベット等どれでもいいと考えています。</p>

VII 収支計画

1. 収支計画の基本的な考え方

施設のそれぞれの機能ごとに管理者を配置する方向で検討を進めます。施設は公共施設であり、各機能は市の文化交流の促進を目的としています。収支を的確に把握することで適切な管理運営に努め、収入を財源とする自主事業は積極的に利用者を獲得するほか、外部の助成金等を活用し、多様な事業展開を図ります。

管理を市直営とする場合は、市が運営費を負担し、指定管理者とする場合は、利用料金や自主事業の入場料等の収入を指定管理者が収入し、施設の運営費の一部に充てることができるようにします。

以上を踏まえ、収支の基本的な考え方を次のとおりとします。

- ▶ 市民ニーズに応えながら効果的に事業を展開していくために必要な予算の確保に努めます。
- ▶ 施設・設備等を良好な状態に保ち、文化交流の拠点としての機能を適正に維持していくため、中長期修繕計画を作成し、維持管理に必要な経費の確保に努めます。
- ▶ 経営的な感覚を持ち、外部からの資金調達を行うなど、常に収支バランスを意識した運営を行います。

2. 収支計画の基本方針

(1) 収入

一般的な公立文化施設には、次の収入項目があります。

支出項目	内容
① 使用料収入	施設提供事業における施設使用料、付帯設備使用料
② 事業収入	事業における入場料や参加費、外部からの助成金など
③ 雑収入	チケット販売委託による収入など
④ 市の予算	直営の場合
⑤ 指定管理料	指定管理者制度導入の場合

- ・使用料収入は、収入の大きな柱です。料金設定については、受益者負担の考え方を基本として適切な料金を設定します。
- ・質の高いサービスや事業を展開していくためには、収入をできるだけ確保する必要があることから、民間や公的機関などの助成制度を積極的に活用します。

(2) 支出

一般的な公立文化施設には、次の支出項目があります。

支出項目	内容
① 事業費	主催事業等に係る経費
② 人件費	施設運営や事業展開のために必要な職員に係る経費
③ 維持管理費	設備メンテナンス、警備、清掃、舞台設備保守点検等に係る経費や光熱水費など
④ 事務費	各種機器のリース代や消耗品費、保険料など施設の運営業務に必要な経費

- ・主催事業等は、費用対効果、長期的成果などを十分に検討した上で実施します。優れた鑑賞事業や市民参加による創作事業、アーティストによる創作事業など、多様な事業を展開していくことを考慮して、一定の事業費を確保します。
- ・職員の人数は、事業計画と密接な関連があるため、一定水準の事業を継続的に実施していくために必要な組織体制についての検討と合わせて試算を行います。専門的な職能や人材を配置する中で横断的に業務を遂行できる柔軟な組織体制を構築し、適切な人件費で運営を行います。
- ・保守点検費、警備・清掃費、光熱水費など建物や設備の維持管理にかかる費用については、開館時間等を基に適正に試算します。また、施設・設備の機能を維持するため、中長期的な視点により、修繕費や改修費を試算し、計画的な維持管理に努めます。
- ・運営関係の事務費として、消耗品費、保険料、通信料など必要経費を適正に確保します。

(3) 収支試算

収支試算にあたっては、収支バランスを意識する運営目標を明確にしたうえで、収支の試算を行います。

収支計画においては、管理者や人員配置など、今後の具体的な検討の中で決定すべき要素を含んでいるため、運営組織体制や事業計画の決定に合わせて支出の試算を行います。

また、収入の試算については、チケット収入などの獲得目標を明確化し、収入分も見込んだ実質負担額の想定を行います。

■指定管理者の収支のイメージ

【収入】

使用料収入 (施設、備品の貸出料)	指定管理料 (市負担)	入場料収入 (チケット代、参加料等)	その他収入
----------------------	-------------	-----------------------	-------

【支出】

運営管理費					事業費
人件費	管理費	光熱水費	事務費	修繕費等	

VIII その他

1. 今後のスケジュール

	H25				H26				H27
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4月～
建設工事	建設工事・外構工事				● 竣工				開館
運営主体	● 運営組織の具体化（スタッフ配置計画） ● 設置条例・規則（案）等の検討				● 市の担当組織設置 ● スタッフ配置による準備業務の本格化 ● 条例、施行規則の制定				
運営への市民参加	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">市民ワークショップ（仮称・企画運営委員会）</div> 								
プレイベント	● 検討・企画				● 実施				
開館記念事業	● 検討・企画				● 実施				
自主事業（通年）	● 事業計画の検討・作成				● 実施				
広報	● 広報宣伝手法の検討 ● ロゴマーク募集、決定				● 開館宣伝、事業宣伝ソールの作成 ● ホームページ作成、公開 ● パンフレット作成、配布				
施設管理	● 利用規則、施設使用料などの検討				● 利用案内の作成、配布 ● 利用受付				
移転計画	● 資料整理、備品計画				● 備品購入 ● 資料・備品搬入				

2. 開館準備業務

開館までに行われる業務は多岐にわたりますが、その中でも主要な項目は次のとおりです。

(1) 施設設置条例の制定

施設設置条例で、基本的な規則（開館時間、休館日、料金など）等を定めます。

(2) 市民参加の推進

運営への市民参加を進めるため、市民ワークショップ等を通じて、市民が主体となった自主的な事業・企画の立案・制作・運営を展開するとともに、企画運営組織並びに運営支援組織の育成を図ります。

(3) 施設開館広報の実施

本施設の開館を広くアピールし、開館に向けた期待感を一層高めるための広報活動を行います。広報活動を通して市民との相互コミュニケーションを図り、市民参加につなげます。また、開館後の施設の利用促進を図るために、利用規則等を決定次第、施設利用に関する広報活動についても積極的に実施します。

(4) プレイベントの開催

本施設の開館後にスムーズに運営するためのノウハウを構築するとともに、芸術文化に関心を持つ市民層の拡大を図ることによって事業及び活動への市民参加を促進していくために、プレイベントを開催します。

プレイベントは貴重な実地トレーニングの場であり、企画・制作、事業内容、実施方法など開館後の試行として、様々なノウハウを蓄積できるように実施します。

(5) 開館記念事業の実施体制の整備

今後の事業計画の中で開館記念事業の実施方針を明確にしたうえで、開館記念事業及び開館記念式典等の企画、制作を行います。

開館記念事業で行う鑑賞事業は、出演者の選定等を早期から開始する必要があります。また、市民参加型事業については、参加する市民との関係構築を開館前から行う必要があるため、運営主体の決定及びスタッフの早期配置を検討します。

(6) 施設利用の受付開始

運営主体及び利用規則等の決定後、利用案内の作成、広報等、十分な準備を行ったうえで、利用者に配慮し、適正な時期に施設利用の受付を開始するものとします。

3. 検討体制

(1) (仮称) 学習文化交流施設管理運営検討委員会

■委員名簿

区分	所属	職名	氏名
委員長	東北工業大学工学部建築学科	教授	谷津 憲司
委員	秋田県立図書館	副館長	山崎 博樹
委員	大仙市大曲市民会館	館長	羽根川 和雄
委員	花輪地域づくり協議会	会長	安田 孝司
委員	十和田地域づくり協議会	会長	中村 隆俊
委員	尾去沢市民センター協議会	会長	石井 勲
委員	八幡平地域づくり協議会	会長	阿部 邦宏
委員	鹿角市芸術文化協会	会長	高木 豊平
委員	鹿角地区吹奏楽連盟	会長	澤口 康夫
委員	鹿角市子ども未来事業団	事務局長	阿部 成憲
委員	花輪図書館協議会	会長	沢田 欣之
委員	鹿角ぶっくかばあ	代表	佐藤 香織
委員	鹿角青年会議所	理事長	呉宮 孝太郎
委員	かづの商工会青年部	部長	松浦 直哉
委員	鹿角市政策企画課	課長	田口 善浩
委員	鹿角市市民共動課	課長	豊田 憲雄
委員	鹿角市福祉課	課長	渡部 勉
委員	鹿角市生涯学習課	課長	渋谷 伸輔

■検討経過

回	年 月 日	検討内容
1回	平成 24 年 6 月 25 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営基本計画策定の概要について ・基本設計概要について
2回	平成 24 年 11 月 22 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営の基本方針について ・事業の基本方針について ・管理運営体制について
3回	平成 24 年 12 月 21 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理計画について ・広報計画について ・愛称の選考について
4回	平成 25 年 3 月 15 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営基本計画 (案) について

(2) 市民ワークショップ「みんなで文化交流の杜をつくる会」

■ 検討経過

回	年 月 日	検討内容
1回	平成 24 年 6 月 29 日 (金)	施設利用・事業の提案 「施設の利用方法、実施したい事業、つながりを生む事業を提案しよう！」
2回	平成 24 年 7 月 26 日 (金)	管理運営コンセプトの検討 (基本方針) 「使いやすさと市民ニーズへの対応ができる管理運営とは」 「ひとづくりの拠点になるための管理運営とは」 「地域文化の継承と創造が進む管理運営とは」 「賑わいの創出 (市民の交流) につながる管理運営とは」
3回	平成 24 年 9 月 25 日 (火)	管理運営コンセプトの検討 (事業方針) 「複合施設のメリットを活かすために」
4回	平成 24 年 10 月 30 日 (火)	施設管理運営方式の検討 「施設の管理運営の方法や組織を検討しよう」
5回	平成 24 年 11 月 29 日 (木)	市民サポートの提案 「市民サポートを提案しよう (マイ企画づくり)」



【第1回WS：グループの話し合い】



【第3回WS：各グループの発表】



【第4回WS：発表を聞きながら共有の時間】



【第5回WS：マイ企画の発表】